

平成 30 年度税制改正に関する意見

平成 29 年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 進藤 孝生

平成 30 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、企業収益や雇用・個人所得環境の改善が続き、設備投資や個人消費にも持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性の高まりや資源価格動向等、グローバルな活動を行う企業を取り巻く経済環境は依然として予断を許さない状況にある。

日本経済を確実な成長軌道に乗せ、その好循環を拡大すべく、経済成長の原動力である企業活動の活性化や競争力確保の観点から、平成 30 年度税制改正では以下の項目を要望する。

《重点要望項目》

◎ 企業の実質的な税負担軽減の実現

近年の法人税改革により、標準実効税率は 30%を切る水準へ引下げられたが、諸外国と比べ、必ずしも競争力のある水準とはなっていない。また、引下げ前のわが国とともに世界で最も税率が高いとされてきた米国において、わが国を上回る大幅な税率引下げの動きが出てきており、あらためて、法人実効税率の適正化を検討すべき状況にある。

一方、わが国の法人税改革は、税収中立のもと、課税ベース等の大幅な見直しにより、国内企業間の税負担が調整されたに留まっており、必ずしも法人の実質的な税負担軽減に繋がっていない。法人実効税率のみならず、課税ベースについても国際的なイコールフットINGの観点から、再見直しの余地が残されている。

このような状況に鑑み、わが国の法人実効税率について、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準も踏まえ、OECD 加盟国平均の 25%程度への着実な引下げを目指すとともに、財源確保のために縮減された繰越欠損金控除制度等の諸制度について、本来あるべき姿に戻す必要がある。

また、地方法人二税については、実質的な税負担に加え、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、そのあり方について検討すべきである。

◎ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。平成 28 年度及び平成 29 年度税制改正で、中小企業のみを対象に、期間限定で、一部資産を対象とした軽減措置が導入されているが、わが国企業の国際的なコスト競争力の阻害要因除去の観点からは、不十分と言わざるを得ない。

そもそも、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中で、受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資

産税は廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

また、政府の成長戦略では、国内における設備投資等を促進させるとの基本方針が示されてきたが、新たに取得される機械・装置等の償却資産の保有に対して固定資産税を課すことは企業の設備投資意欲を減退させることから、そのような流れにもそぐわない。少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきであると考えるが、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

◎ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害しているだけでなく、わが国の立地競争力の低下をも招いている。一方、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。

平成27年度与党税制改正大綱で、「次期評価替えまでの間において、税負担の公平性や、異なる土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う」との方針が示されており、土地評価替えの平成30年度改正において、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するため、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

資源小国である我が国において、エネルギー政策は、いわゆるS+3E(安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合)の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進めることが必要であり、こうした考えの下、2030年のエネルギーミックスにおいても、石炭をはじめとする化石燃料を一定程度使用することが織り込まれている。また、足元のエネルギー事情は、原子力発電の再稼働が遅滞する中、化石燃料に依存度を高めざるを得ない状況が続いている。

こうした中、「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成24年10月1日より施行され、平成26年4月1日、平成28年4月1日に税率が上昇、従来の石油石炭税に上乘せする形で化石燃料への課税が強化されている。現状において、化石燃料に代替するエネルギー調達が不可能な中、この課税強化は我が国のエネルギーコスト増に拍車をかけ、経済活動の維持、拡大に逆行する政策となっている。

環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税収規模について、初年度(平成24年度)391億円、平成28年度以降2,623億円と想定していた。実際には導入以降の5年間では、化石燃料への依存度上昇のため、仮に同税が無かったとしても、石油石炭税本体で3,000億円超の増収があったと見込まれる。

ただし、この増収分も含め、本来行われるべき地球温暖化対策上の効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

ましてや、「地球温暖化対策のための税」の用途拡大(森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等)には断固反対する。森林吸収源対策のための新たな税の創設においては、平成 29 年度与党税制改正大綱で示された「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする」方針に沿ったものとすべきである。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

◎ 国際課税における国内法制の整備と国際協調体制への取組み

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、国際課税制度の見直しが提唱され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。引続き、わが国の対応においては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、企業の海外での事業展開を促進・円滑化し、海外の活力を取込むことで経済成長に資するべく、グローバルな企業活動を阻害しないという観点からの、慎重な検討が必要である。

➤ BEPS 対応に係る今後の国内法制の整備

平成 29 年度与党税制改正大綱の補論において、中期的に取り組むべき事項として挙げられた知的財産等の移転価格に係る「所得相応性基準」や「過大利子支払税制」等については、それぞれの制度本旨と企業実態を考慮し、改正の要否も含め慎重に検討すべきである。

➤ 企業活動の実態に則した国内法制の整備

- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→9年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から 50%超へと見直すべきである。また、文書化対応については、企業の実務負担に配慮した事務運営が求められる。

➤ BEPS 対応に係る国際的な協調体制での取組みと執行

BEPS 対応のための国際課税ルールの見直しは、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、OECD/G20 以外の多くの国々も参加している BEPS 包摂的枠組会合が効率的に運用され、効果的なモニタリングや適切な情報管理を通じ、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

《その他の要望項目》

○ 第四次産業革命に資する税制の整備

国内設備投資を広く促進する制度として活用された「生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(生産性向上設備投資促進税制)」は、期限通りに平成 29 年 3 月 31 日を以て廃止されたが、昨年の与党税制改正大綱および「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)で「設備投資は力強さを欠いている」と指摘されるなど、日本経済の持続的成長を支える国内設備投資促進施策の必要性は変わっていない。

一方、政府目標の GDP600 兆円に向けたプロジェクトの一つとして、IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等による第四次産業革命を目指し、関連研究や設備投資を促進する動きがある。第四次産業革命は、その広がりや深さから、いまだ全体像が明確化されたとは言えず、それに資する税制上の措置としては、対象を広くとった柔軟な施策とすべきである。

○ 研究開発促進税制の更なる拡充

企業収益の源泉が知的資産にシフトし、企業等の研究開発拠点誘致の国際競争が激化するなか、自国産業の国際競争力を高め、新製品・新技術の開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。

平成 29 年度税制改正においては、税額控除割合について、研究開発費用の増加に対するインセンティブが付される一方で、総額型の枠組みは維持されたところではあるが、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太の方針 2017)で、官民を挙げて研究開発を推進することが示されていることから、景気変動に左右されず、長期・安定的に行われる企業の研究開発投資マインドをサポートする観点から、税額控除割合を国際的な水準に引き上げる等、比較優位な制度に拡充すべきである。

○ 原料確保に資する海外投資等損失準備金制度の拡充・延長

わが国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は、近年、新興国等の鉄鋼生産拡大に伴う需給のひっ迫や急激な価格変動等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が困難となってきている。

資源の安定確保を図るため、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度の拡充・延長を図るべきである。

○ 企業年金税制の整備

現在、少子高齢化が急速に進行する中で公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成 11 年度より適用が停止されており、平成 29 年度税制改正においても 3 年間の措置延長が図られたところである。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねない。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、平成 29 年度に加入可能範囲が拡大されるなどの制度改善が図られたところである。

制度の中立性・公平性の確保や制度の普及の観点から、企業型においては、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

○ 連結納税の地方税への適用

持株会社化等、わが国企業における組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成 14 年度に連結納税制度が導入された後、適用を促進する制度改正も進み、その採用も拡大してきたものの、その適用範囲は国税である法人税に限られている。その導入の観点からは、本来、国税のみに限らず、広く地方税にも適用すべきである。

○ 納税コスト削減につながる電子申告等を促進する納税環境の整備

日本再興戦略 2016 の方針として、行政手続きの簡素化、IT 化を進める観点から、政府より、国税における法人税・消費税、および、地方税における法人住民税・法人事業税について、大企業に対し、将来的な電子申告 (e-Tax、eLTAX) の義務化方針が示された。そのための具体的な制度設計にあたっては、企業および政府・自治体の双方の負担軽減や申告・納税コスト削減につながるよう、申告・納税手続きを見直す必要がある。

また、現行、連結納税が適用されない地方税については、自治体毎の対応を余儀なくされ、連結納税を採用している企業にとって、申告・納税に係る事務負担が極めて大きい。地方税に連結納税制度が適用されない場合であっても、本店所在地自治体における一括納付制度の導入など、納税事務の軽減を推進すべきである。

- ・ 産業競争力強化法の見直しに係る税制措置
- ・ 企業の災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化
- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の延長
- ・ 印紙税の見直し
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入
- ・ 会計基準の見直しに伴う税制の整備(収益認識基準の見直し対応等)
- ・ 合併に係る事業税の整備(期中合併の取扱い、欠損填補の取扱い)